

吹田市はマイナンバー記載・送付で 自己決定権を侵害してはならない

吹田民商は、1月27日、吹田市に対して「特別徴収税額の決定・変更通知書にマイナンバー(個人番号)を記載・送付することを中止、若しくは、中野区方式の導入を求める要望書」を提出しました。昨年11月24日に、マイナンバー問題で吹田市と懇談した際、吹田市は、国の方針に沿って記載・送付すると回答していました。そこで民商は、市役所の記載・送付の行為が、日本国憲法の「個人の自由」を侵害する行為であることなど3点の問題点を指摘し、市民税課だけで判断するのではなく情報政策室とも協議して対応することを求めました。ところが、その後の吹田市議会での柿原議員(日本共産党)の質問に対する回答でも、記載・送付の姿勢は変わっていませんでした。他方で、総務省は、全商連に対して、「番号を記載しないと決めた自治体に対してペナルティーはない。地方税法の罰則規定はない」との回答をし、国税庁は、番号漏えい、コスト増、郵便事故等による情報流失のリスク増を理由に、納税義務者に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないとすると、新しい動きも出てきました。最近では、記載・送付しないことを決めた自治体や、東京都中野区のように独自の対策をとる自治体も出ています。今回の申し入れは、このような全国的な流れに沿って、再度の検討を求めるとともに、実施するのであれば、その問題点に対する吹田市としての考えを質すものです。申入れ事項は以下の通りです。

1. 「特別徴収税額の決定・変更通知書」にマイナンバー(個人番号)を記載・送付することを中止していただくこと。
中止できない場合は、当会が示す下記の「理由」について回答していただくこと。

理由の1. 「番号法」は、個人番号を事業所に提示したり提出したりすることを国民の義務とはしていません。事業所等は「提示」要請を義務づけしているものの、それに応じるかどうかは、各個々人の判断に委ねられています。ところが、今回、吹田市が住民税の事務に係って、本人の同意もなく、一方的にその事業主に公表することは、該当する市民の自己決定権に対する侵害行為であり、日本国憲法に違反する行為です。

理由の2. 「番号法」は、「(個人番号を)管理のために必要な措置を講じる」(第12条)ことを定めています。そのことを知らない事業主や、知っていても「必要な措置」を講じていない事業主も数多くいます。もし、「必要な措置」を講じていない事業所に送付された場合、市役所はどのような責任をとられるのでしょうか。

理由の3. 当会の上部団体である全国商工団体連合会が昨年12月15日に行った総務省に対するヒヤリングで「番号を記載しないと決めた自治体に対してペナルティーはない。地方税法の罰則規定はない」との回答を得ています。また、国税庁は、番号漏えい、コスト増、郵便事故等による情報流失のリスク増を理由に、納税義務者に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされています。このような状況を受け、「記載しない」と明言

する自治体が徐々に増加しています。それでも吹田市が実施する場合の利点は何かを明らかにする必要があります。

2. もし、「特別徴収税額の決定・変更通知書」にマイナンバー(個人番号)を記載・送付することを中止できない場合は、「中野区方式」を採用していただくこと。
東京都中野区では、「区が個人番号を保有している納税義務者については、アスタリスクを印字する。区が個人番号を保有していない納税義務者については、空欄とする」としたうえで、普通郵便で送付する方針だということです。この方法であれば、個人番号の情報漏えいのトラブルを避けることができます。

3. 中止もせず、中野区方式も採用されなかった場合に、「個人番号」が漏えいしたり、悪用されたりした場合の責任の所在を明らかにしていただくこと。

来年度の国民健康保険料

協議会で3・56%引上げ答申

吹田市国民健康保険運営協議会が1月20日、27日に開催され、吹田市国民健康保険条例の一部改正と国民健康保険特別会計予算編成について諮問が行われました。条例の一部改正では保険料の法定軽減の対象世帯の拡大が原案通り了承すると答申されました。予算編成では来年度の保険料率について3・56%の引き上げで諮問。収納率向上と医療費適正化の努力を強化することを付帯意見としても、原案どおりで答申されました。議論の中では収納率について第2回の協議会でも報告された税務部債権管理課への滞納保険料の徴収の移管について委員から移管される基準や徴収方法について質問が出され、基準は債権管理課と調整中であること、預金以外にも生命保険や給与についても差押えの対象になることが明らかにされました。収納対策では被保険者代表から「努力は必要ですが、心の通った相談体制を大切にしたい」と意見が上がりました。

労働保険事務組合をご加入の会員の皆さんへ

平成29年1月1日より

65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となり、適用要件に該当する場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要となります。(保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。)

- ① 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
- ② 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

①もししくは②に該当する労働者がいる事業所は早急にご連絡ください。

**商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けますよ
会費集金は会員の心をあじめる活動です 毎月10日までには集めましょ**